

京都府立植物園サポーター制度実施要領

1 趣旨

令和6年1月1日をもって開園100周年を迎える京都府立植物園（以下、「植物園」という。）への寄附等による支援を通じ、府民等に植物園を更に身近に感じていただくとともに、植物園の更なる魅力向上を実現するため、「京都府立植物園サポーター制度」（以下「サポーター制度」という。）を創設し、その取扱を定めるものである。

2 要件等

植物園への支援の意向を有する事業者又は個人等（以下、「事業者等」という。）からの、金品及び現物による寄附（以下「寄附金等」という。）や提案に基づいた支援内容及び支援方法（以下「支援内容等」という。）については、事業者等及び植物園が協議のうえ決定する。

3 手続

申請手続は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申請

支援を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、「京都府立植物園サポーター制度提案内容申請書」（様式第1号）に必要事項を記入のうえ、支援内容等の概要が分かる資料を添付して、提出する。

(2) 認定

ア 支援内容等については、申請者及び植物園が協議のうえ決定するものとし、植物園が必要と認める場合は内容等について条件を付すことができる。

イ 次の各号のいずれかに該当する申請については、認定しない。

(ア) 法令に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(イ) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの

(ウ) 人権を侵害し、又は差別を助長するおそれのあるもの

(エ) 選挙に関するもの

(オ) 政治性を有するもの

(カ) 宗教性を有するもの

(キ) 社会問題についての意見に関するもの

(ク) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのあるもの

(ケ) 青少年の保護及び健全育成の観点から適切でないもの

(コ) その他植物園のイメージを損なうおそれのあるもの

(3) 通知

認定を行ったときは、「サポーター制度認定通知書」（様式第2号）により申請者に通知する。

(4) 寄附金等の納付

申請者は、サポーター制度に係る寄附金等について、京都府が発行する納付書により、指定する

期日までに納付する。

4 申請を受理しない業種及び事業者

サポーター制度において、支援内容等が申請者の広告宣伝に類するものと認められるものについては、次の各号に該当する者からの申請は受理しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業及びそれに類似する業種
- (2) 暴力団員がその経営に実質的に関与している事業者、暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしている事業者及び暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している事業者
- (3) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者
- (4) 京都府競争入札参加停止取扱要綱に基づく参加停止を受けている事業者
- (5) その他本府の公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのある業種及び事業者

5 内容の変更

申請者は、支援内容等について変更があるときは、植物園に報告しなくてはならない。この場合において、植物園は申請者に対して再申請を求める場合がある。

6 申請の取下げ

申請者は、自己の都合により申請を取り下げることができる。ただし、申請の取下げに係る一切の費用等は、申請者が負担するものとする。

7 申請者の公表

申請者で希望する者は、植物園で作成するホームページ等において名称を掲示する場合がある。

8 申請者の責務

申請者は、支援内容等について一切の責任を負うものとする。

9 費用の返還

いかなる場合であっても既納の寄附金等の返還は行わない。

10 その他

この要領に定めるもののほか、サポーター制度の事務取扱に関し、必要な事項は、植物園長が定める。

この要領は、決定の日から施行する。